供給機器に関する保守等の体制調書

１　供給機器に関する保守・点検・修理等の体制について，該当する番号に○印で囲むこと。

(1)　供給機器については，新潟市総務部ICT政策課から故障等の連絡があった場合，迅速に対応をとることが可能です。

(2)　供給機器については，新潟市総務部ICT政策課から故障等の連絡があった場合，迅速に対応をとることができません。

※　「迅速に対応」とは，新潟市から故障等の連絡を受けてから，開庁時においては１時間以内に，閉庁時においては翌日の９時までに機器等設置場所に技術者が到着できることをいう。

２　保守・点検・修理等の体制について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 体　　　　制 | 備　考 |
| 技術支援業者名称 |  | 法人名を記入 |
| 住所 |  | 所在地を記入 |
| 当社との関係 |  | 直営・協力 |
| 技術スタッフ数 | 人 | スタッフ数を記入 |
| 常時対応可能なスタッフ数 | 人 | スタッフ数を記入 |
| 作業着手までの所用時間 | 時間 | 時間を記入 |
| 緊急時の技術員派遣体制 |  | 有・無 |

３ 対応スタッフの取得資格等について

|  |  |
| --- | --- |
| 資格等の名称 | 取得人数 |
|  | 人 |
|  | 人 |
|  | 人 |
|  | 人 |
|  | 人 |

※　「取得資格等」とは，供給機器のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情報処理技術者資格等をいう。

４　プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得について，該当する番号を○印で囲むこと。

(1)　プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしています。

認証登録番号：

(2)　 プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしていません。

令和　　年　　月　　日

所在地

称号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印